

## 江南市農業委員会議事録

別紙の件付議のため、平成28年8月16日午後1時30分より市民文化会館2階特別会議室にて江南市農業委員会を会長招集する。

### 出席委員

- |         |          |
|---------|----------|
| 1 古田みちよ | 2 杉本俊人   |
| 3 齊木勝次  | 4 丹羽昭彦   |
| 5 藤岡和俊  | 6 野呂浩伸   |
| 7 大脇敏彦  | 8 中西孝明   |
| 9 宮地友治  | 10 伊藤十代司 |
| 11 小沢捨雄 | 12 堀場厚男  |
| 13 鶴見道秋 | 14 稲山久男  |
| 15 永井弘海 | 16 鈴木 孝  |
| 17 掛布吉根 | 18 沢田正隆  |
| 19 岩井孝之 | 20 福田松久  |

開 会 午後1時30分

会長（古田みちよ）議長席に着き、出席者20名を確認し会議の成立を告げる本日の議事録署名者に10番伊藤委員、13番鶴見委員を指名し議事に入る。

議長（会長） あいさつ。

それでは、只今より、農業委員会総会を開催します。

本日の出席委員は20名です。これにより在任委員の過半数の出席を満たしております。従いまして本会議は成立いたします。

日程第1、本日の議事録署名者は、10番伊藤委員、13番鶴見委員にお願いします。

続きまして、日程第2、議案第32号「農地法第3条の規定による許可申出書許可決定について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

2ページをお願いします。受付番号15番の申出で、使用貸借権の設定に関する案件でございます。

申出事由としまして、貸し人は疾病及び高齢により耕作困難のため、借り人が農地を借り受け、一層農業に精進するものです。

借り人の耕作面積は現在518㎡で、1,637㎡の使用貸借権を設定し、耕作するものです。

今回申出の借り人は、「新規就農者の農地取得についての許可基準」に該当いたしますので、地元農業委員の方々に事前面談を行っていただいた案件でございます。

別紙の農地法第3条の許可判断基準にありますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないと考えます。

以上で説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりましたが、受付番号15番の案件につきましては、新規就農の案件です。事務取扱規程に従いまして、地域農業委員の方に事前に事情徴収を実施していただきました。各委員からその状況を発表していただきます。

野呂委員、大脇委員をお願いします。

野呂委員

8月4日に市役所にて面談を行いました。今回は、農協の指導等を受けながら農地を拡大し、生産物についてはJAの直売所に出荷する予定だそうです。申出地域は高齢化で担い手が少ないため、非常にいいことだと思います。よろしくをお願いします。

大脇委員

野呂委員と同意見です。

議 長

それでは、今回の案件について何かご意見・ご質問はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長

ご意見・ご質問もないようですので、承認決定してよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

それでは、議案第32号「農地法第3条の規定による許可申出書許可決定について」を承認決定といたします。

続きまして、日程第3、議案第33号「農地法第5条の規定による許可申出書意見決定について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

6ページをお願いします。受付番号90番から7ページ99番の10件の申出です。

4ページ受付番号90番から92番までは分家住宅の建築で、5ページ93番は専用住宅の建築、94番は店舗の建築、95番は工場増設に伴う敷地拡大するもの、6ページ96番・97番は資材置場として利用するもの、98番は資材置場兼駐車場として利用するもの、7ページ99番は駐車場として利用する為の申出でございます。

農地の区分につきましては、別表農地転用許可判断基準にありますように、4ページ受付番号90番・92番、5ページ95番、6ページ97番、7ページ99番につきましては、街区に占める宅地の割合が40%以上であるので第3種農地と判断されます。残りの申出につきましては、第2種農地と判断されます。

また、受付番号92番であります。本申出地に車庫等を、94番は展示場を、98番は廃棄物を存置し、利用しておりましたので始末書が添付された申出書となっております。

なお、受付番号に※がございます98番につきましては、2月の農業委員会農産振興地域整備計画変更に伴う意見決定がなされた案件でございます。

ます。

第2種農地の許可判断基準の理由としまして、受付番号91番につきましては、申出者は、母と妻と子供3人の6人家族で、住所地である丹羽郡大口町の賃貸住宅に住んでおります。子供の成長と共に家財道具も増え、現在の住居では手狭になり、分家住宅の建築を計画したものです。

土地の選定にあたりましては、申出者は、本家所有地及びその他住所地周辺の土地において、分家住宅に適した土地を検討した結果、本申出地を本家の父より借り受け、分家住宅の建築を計画しました。

申出地は、本家に近く、小学校も近いため、子供を育てるには良い環境であり、知人・友人も近隣に多く住んでいるので生活不安の無い最適地であります。他に代替する土地はなく、この土地しか在りません。

受付番号93番につきましては、申出者は、江南市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例に基づく区域の指定が施行されたのを機会に、顧客のニーズに合致する場所と判断した申出地に、分譲住宅の建築を計画しました。

土地の選定にあたりましては、申出者は、市街化区域を含め本申出に適した土地を検討した結果、申出地に分譲住宅の建築を計画しました。

申出地は、市街化区域に近接して、地積・形状、及びライフラインも整っているため、顧客の新築住居の希求に合致したもので、住環境・立地条件ともに最適地であります。他に代替する土地はなく、この土地しか在りません。

受付番号94番につきましては、申出者は、現在住所地に本社を置き、昭和43年の創業より自動車販売代理店として、主に自動車の販売・修理を行っております。現在扶桑町にある自動車販売所が愛知県の水路拡幅工事で土地収用になったため、代替となる自動車販売所の建築を計画しました。

土地の選定にあたりましては、申出者は申出目的に叶った土地を探した結果、今回申出する土地を借り受け、自動車販売所の建築を計画しました。

申出地は本社工場に近接しており、土地の利用上及び防犯上最適地であります。他に代替する土地はなく、この土地しか在りません。

受付番号96番につきましては、申出者は、現在住所地において昭和51年より古物商を営んでいます。現在借りている資材置場を返す事情になり、代替としての資材置場の設置を計画しました。

土地の選定にあたりましては、申出者は、移転するにあたり現在の資材置場から近い場所において候補地を探した結果、本申出地を新たに取得して、資材置場の設置を計画しました。

申出地は、地積・周辺環境共に希望に叶った最適地であります。他に代替する土地はなく、この土地しか在りません。

受付番号98番につきましては、申出者は、現在住所地に本社を置き、昭和50年の創業より建築業をしており、主たる業務は仮設足場工事です。点在する資材置場による不効率や返却を迫られている状況から、資材置場兼駐車場の設置を計画しました。

土地の選定にあたりましては、申出者は申出目的に叶った土地を探した結果、今回申出する土地を新たに取得して、資材置場兼駐車場の設置を計画しました。

申出地はまとまった面積が確保できるので、資材を管理するには効率が上がり、事業の拡張にも対応できる最適地であります。他に代替する土地はなく、この土地しか在りません。

立地基準及び一般基準としまして、別紙農地転用許可判断基準のとおりでございます。許可できると判断されます。

以上でございます。

議 長

事務局の説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問はありませんか。

岩井委員

受付番号98番について、盛土の高さの計画はどれくらいになりますか。また、周囲への安全対策はとられますか。

事務局

現況はこれよりも高い盛土の状態ですが、是正計画として申出地の南側道路を基準として、盛土の高さ25センチの計画になっています。また、土の流出など隣地への安全対策については、周囲にコンクリート擁壁が設置される予定です。

大脇委員

受付番号92番について、譲受人、譲渡人及び本家との関係性を教えて下さい。また、始末書添付となっていますが、どのような内容ですか。

事務局

譲受人と譲渡人は親子、譲渡人の実家が本家になります。また、始末書については、車庫や物置が現地にあったため、農地ではないと判断しました。

議 長

その他、何かご意見・ご質問はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長

ご意見・ご質問もないようですので、承認決定してよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

それでは、議案第33号「農地法第5条の規定による許可申出書意見決定について」を承認決定といたします。

続きまして、日程第4、議案第34号「江南市農業振興地域整備計画変更に伴う意見決定について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

9ページをお願いします。農用地区域内の農地転用希望申出一覧表No.1整理番号1番からNo.4の19番までの申出です。

整理番号1番からNo.2の7番までは分家住宅の建築、整理番号8番は店舗の建築及び駐車場の設置、整理番号9番からNo.3の12番までは駐車場の設置、整理番号13番は資材置場兼駐車場の設置、整理番号14番からNo.4の19番までは太陽光発電設備の設置でございます。

No.1に戻りまして、整理番号1、申出者は赤童子町の■■■■さま。変更する土地は前飛保町の畑307㎡、変更の目的は分家住宅の建築です。

申出事由は、現在妻と2人で住所地の賃貸住宅に居住していますが、家財道具が増え将来子供が生まれると、現在の住居では狭隘になるため、本家の所有する本家に近い申出地を父より借り受けて、分家住宅の建築を計画しました。

整理番号2、申出者は古知野町の■■■■さま。変更する土地は小杖町の畑224㎡、変更の目的は分家住宅の建築です。

申出事由は、現在妻と子供2人の4人で住所地の賃貸住宅に居住していますが、子供の成長に伴い家財道具も増えたため、今の住居では狭隘となり、実家に近い申出地を新たに取得して、分家住宅の建築を計画しました。

整理番号3、申出者は村久野町の■■■■さま。変更する土地は村久野町の畑471㎡の内236㎡、変更の目的は分家住宅の建築です。

申出事由は、現在夫と2人で住所地の賃貸住宅に居住していますが、家財道具も増え、かつ義父家族と同居予定であるので、現在の住居では狭隘であり、安定した生活基盤を整えるため、本家に近く支援の受け易い申出地を新たに取得して、分家住宅の建築を計画しました。

整理番号4、申出者は一宮市の■■■■さま。変更する土地は松竹町の畑645㎡の内201㎡、変更の目的は分家住宅の建築です。

申出事由は、現在妻と2人で住所地の賃貸住宅に居住していますが、家財道具も増え、現在の住居では狭隘な為、本家の所有する本家に近い申出地を父より借り受けて、分家住宅の建築を計画しました。

整理番号5、申出者は五明町の■■■■さま。変更する土地は五明町の畑296㎡、変更の目的は分家住宅の建築です。

申出事由は、現在両親と祖母の4人で住所地に居住していますが、別居していた妻と同居を考えると、現在の住居では狭隘な為、本家の所有する本家に近い申出地を母より借り受けて、分家住宅の建築を計画しました。

整理番号6、申出者は一宮市の■■■■さま。変更する土地は河野町の畑513㎡の内296㎡、変更の目的は分家住宅の建築です。

申出事由は、現在妻と2人で住所地の賃貸住宅に居住していますが、将来子供が生まれたことを考えると、現在の住居では狭隘な為、本家の所有する本家に近い申出地を父より借り受けて、分家住宅の建築を計画しました。

ページをめくっていただきまして、整理番号7、申出者は岐阜県各務原市の■■■■さま。変更する土地は前飛保町の畑211㎡、変更の目的は分家住宅の建築です。

申出事由は、現在妻と子供の3人で住所地の借家に居住していますが、借家を返却しなければならないため、本家に近く、生活環境が整った申出地を新たに取得して、分家住宅の建築を計画しました。

整理番号8、申出者は稲沢市の株式会社■■■■ 代表取締役 ■■■■さま。変更する土地は小折本町の畑930㎡の内123㎡、525㎡の内376㎡が店舗、930㎡の内807㎡、525㎡の内149㎡が駐車場、2筆合計1,455㎡、変更の目的は店舗の建築及び駐車場の設置です。

申出事由は、現在稲沢市に本社を構え、コンビニエンスストアを国内に約6,350店舗展開しています。さらなる事業展開に伴い、周辺人口も多く、幹線道路に面した集客が見込める利便施設として申出地を借り受け、店舗の建築及び駐車場の設置を計画しました。

整理番号9、申出者は安良町の株式会社■■■■ 代表取締役 ■■■■さま。変更する土地は安良町の畑261㎡、変更の目的は駐車場の設置です。

申出事由は、住所地に本社を置き、ねじ製造業を営んでいます。現在借りている駐車場を返却しなければならず、前回取得した駐車場の隣接地である申出地を新たに取得して、駐車場の設置を計画しました。

整理番号10、申出者は名古屋市東区の■■■■さま。変更する土地は高屋町の田347㎡、変更の目的は駐車場の設置です。

申出事由は、申出地の隣接地に置いて平成28年4月より皮膚科クリニ

ックを営んでいます。予想を上回る患者数により駐車場不足が発生したため、隣地である申出地を借り受け、駐車場の設置を計画しました。

整理番号11、申出者は安良町の有限会社[REDACTED] 代表取締役 [REDACTED] さま。変更する土地は安良町の畑413㎡、変更の目的は駐車場の設置です。

申出事由は、現在住所地に本社を置き、尿尿収集運搬業を営んでおります。慢性的に駐車場が不足しており、事業に支障が出ているため、本社に隣接した申出地を借り受け、駐車場の設置を計画しました。

ページをめくっていただきまして、整理番号12、申出者は名古屋市熱田区の[REDACTED]株式会社 代表取締役 [REDACTED] さま。変更する土地は東野町の畑170㎡、変更の目的は駐車場の設置です。

申出事由は、現在住所地に本社を置き、燃料販売業を営んでおります。社員の増員に伴い駐車場敷地が不足したため、事業所に近い申出地を借り受け、駐車場の設置を計画しました。

整理番号13、申出者は上奈良町の[REDACTED] さま。変更する土地は上奈良町の畑462㎡、変更の目的は資材置場兼駐車場の設置です。

申出事由は、現在住所地で造園業を営んでいます。既存の資材置場が借地であることから、安定した経営基盤を整えるため、住所地に近く利便性の高い申出地を新たに取得して、資材置場兼駐車場の設置を計画しました。

整理番号14、申出者は前野町の[REDACTED] さま。変更する土地は前野町の田 459㎡、変更の目的は太陽光発電設備の設置です。

申出事由は、自然エネルギーによる地球温暖化防止への環境配慮や、将来的な収入の確保から、自宅に隣接して管理がし易い申出地を新たに取得して、太陽光発電設備の設置を計画しました。

整理番号15・16、申出者は五明町の[REDACTED] さま。変更する土地は五明町の畑15番が420㎡、163㎡の2筆合計583㎡、16番が625㎡、変更の目的は太陽光発電設備の設置です。

申出事由は、太陽光発電での電力供給による環境配慮及び社会貢献や、土地の有効活用が図られ将来的な収益が見込めることから、自宅に近く日照条件の良好な申出地に、太陽光発電設備の設置を計画しました。

整理番号17、申出者は五明町の[REDACTED] さま。変更する土地は五明町の畑 257㎡、712㎡の2筆合計969㎡、変更の目的は太陽光発電設備の設置です。

申出事由は、太陽光発電での電力供給による環境配慮及び社会貢献や、土地の有効活用が図られ将来的な収益が見込めることから、自宅に近く日照条件の良好な申出地を一部借り受け、太陽光発電設備の設置を計画しました。

整理番号18、申出者は勝佐町の合同会社[REDACTED] 代表社員 [REDACTED]

■さま。変更する土地は勝佐町の畑1, 211㎡の内481㎡、変更の目的は太陽光発電設備の設置です。

申出事由は、今年4月に太陽光発電事業を主とした合同会社を設立し、電力供給による社会貢献、環境配慮及び土地の有効活用を図り、事業所から近い社員の所有地を借り受け、太陽光発電設備の設置を計画しました。

整理番号19、申出者は勝佐町の合同会社 ■■■■■ 代表社員 ■■■■■

■さま。変更する土地は勝佐町の畑1, 211㎡の内730㎡、変更の目的は太陽光発電設備の設置です。

申出事由は、今年2月に太陽光発電事業を主とした合同会社を設立し、電力供給による社会貢献、環境配慮及び土地の有効活用を図り、事業所から近い社員の所有地を借り受け、太陽光発電設備の設置を計画しました。

整理番号、下の記号◎印は農振除外江南市基準該当であります。これらの土地の場合は、地元農業委員さんを含む農業委員さん2名以上の同意を得た、「承諾書」を添付することになっております。

農用地区域除外の要件に該当していますので、事務局としまして承認できると判断されます。

説明は以上でございます。

議 長

事務局の説明が終わりましたが、受付番号4番、8番、15番、16番、17番、18番、19番の案件につきましては、江南市基準に該当する案件で事前に地区担当の農業委員には全員同意を得ております。各委員から状況を発表していただきます。

受付番号4番の案件につきましては、堀場委員、小沢委員にお願いします。

堀場委員

現地を確認してまいりましたが、周囲も静かで住環境には適しており、承諾できると判断しました。

小沢委員

申出地は、農用地区域の真ん中に位置し、周囲ではさつまいも等が栽培されており、営農に支障がないか心配ですが、本家が近くにあり、唯一の所有地であることからやむを得ないと判断しました。

議 長

続きまして、受付番号8番の案件につきましては、伊藤委員にお願いします。

伊藤委員

現場を確認したところ、申出地は南北に県道小口岩倉線、東西を通る予定のバイパス用地に接する角地に位置し、建設資材置き場等が周辺にはありますが、周囲に影響はなくやむを得ないと考えます。

議 長

続きまして、受付番号15、16、17番の案件につきましては、鈴木委員、福田委員にお願いします。

鈴木委員

申出地は南側の土地ではないため、周辺農地の日当たりは悪くならないと思いますが、適切に管理されている畑で転用されるのは惜しいです。自己所有地で色々な事情もあると思うので、やむを得ないと判断しました。

福田委員

鈴木委員と同意見で、自己所有地であることから申出者の意思を尊重します。

議 長

続きまして、受付番号18、19番の案件につきましては、大脇委員にお願いします。

大脇委員

5月に申出して取下げされた案件であるため、既に隣地の同意を得ておりました。また、申出地周辺は太陽光発電設備が多く設置されており、周辺への影響もなく、承諾できると判断されます。

議 長

それでは、この件を含みまして今回の案件について何かご意見・ご質問はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長

ご意見・ご質問もないようですので、承認決定してよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

それでは、議題第34号「江南市農業振興地域整備計画変更に伴う意見決定について」を承認決定といたします。

続きまして、日程第5、「諸般の報告」に移らせていただきます。事務局より説明をお願いします。

事務局

10ページ①でございます。受付番号50番から12ページ56番までの7件の届出です。全ての届出書につきまして、所有権を相続で取得した案件でございました。

13ページ②でございます。受付番号7番から9番までの3件の届出です。転用計画としまして、7番は事務所を1棟建築した、8番は住宅を1棟建築する、9番は共同住宅を1棟建築するものでございます。

14ページ③でございます。訂正がありましたので、この場を借りましてご連絡させていただきます。16ページ受付番号47番ですが、受付番号46番の間違えでございますので、訂正をお願い致します。それでは、説明させていただきます。受付番号37番から16ページ46番までの10件の届出です。37番は使用貸借権で住宅を建築する、38番から15ページ40番、16ページ44番から46番までは所有権を移転し住宅を建築するもの、15ページ41番は所有権を移転し住宅への進入路として利用しているもの、42番は所有権を移転し宅地として分譲するもの、16ページ43番は賃借権で店舗の駐車場として利用しているものでございます。

17ページ④でございます。受付番号14番から18ページ17番までの4件です。申出内容につきましては、14番は申出地の木賀町に居宅が現在あること、15番は申出地の石枕町に居宅と車庫が現在あること、18ページ16番は申出地の小杵町に倉庫、物置、作業所が現在あること、17番は申出地の宮田町に倉庫、居宅及び物置が現在あり現況が農地以外であることを証明するものであります。

内容は議案書記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局先決により受理いたしました。

以上でございます。

議 長

事務局の説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問はありませんか。

議 長

無いようですので、続きまして、日程第6、「その他」に移ります。事務局何かありますか。

事務局

次回の予定は、農振協議会がございまして午前になりますが、9月21日（水）午前9時30分から場所は市民文化会館 特別会議室でございます。

以上です。